

令和 7 (2025) 年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

「基盤研究（C）」及び「若手研究」における
独立基盤形成支援（試行）

（応募書類の様式・記入要領）

令和 7 (2025) 年 3 月 2 1 日

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

令和 7 (2025) 年度 「基盤研究 (C)」及び「若手研究」における 独立基盤形成支援 (試行)

計画調書作成・記入要領

独立基盤形成支援 (試行) 計画調書 (以下「計画調書」という。) は、独立基盤形成支援 (試行) の交付を申請しようとする者が、公募要領に基づいてあらかじめ当該計画に関する内容を記入し、独立行政法人日本学術振興会 (以下「日本学術振興会」という。) あてに提出するものであり、**日本学術振興会の科学研究費委員会における審査資料となる**ものである。

ついては、下記の点に留意した上で、誤りのないように作成すること。

なお、科学研究費委員会における審査の結果、採択された場合には、追加交付内定の通知が行われ、この通知に基づき変更交付申請書を提出し、計画等が適正と認められた場合に科研費が交付されることになる。

記

- ・ この作成・記入要領は、独立基盤形成支援 (試行) の「新規応募」の計画調書作成のための要領である。
- ・ 計画調書の作成に当たっては、独立基盤形成支援 (試行) が、科研費による支援の効果・効用を更に高め、研究成果最大化を目指すための制度改善の試行であり、所属機関の一定のコミットメントを前提として研究基盤整備を追加支援する取組であることを踏まえ、公募要領で定めるルールに基づいて、研究機関が支援対象者と協力して責任を持って作成すること。
- ・ 審査においては多数の応募研究課題が審査に付されることを考慮し、本文は 11 ポイント以上 (英語の場合は 10 ポイント以上) の大きさの文字等を使用すること。
- ・ 計画調書は、各項目で定められた頁数を超えないこと。また、様式以外の指示書き及び囲み枠は削除しないこと。
- ・ 提出前に、PDF ファイルに変換した計画調書の内容に不備 (文字や図表等の欠落、文字化け等) がないか、必ず確認すること。

総 表

担当者連絡先の電話番号には、担当者と直接連絡がとれる電話番号 (直通又は内線) を記載すること。

【支援対象者一覧】

応募する支援対象者について、氏名、所属部局、職名、研究種目、課題番号を記入し、学部卒業以降の研究機関の移動経験の有無について該当する方に○をつけること。なお、「課題番号」欄には、今回の支援対象者の要件となる令和 7 年度事業の研究代表者として交付内定を受けた「基盤研究 (C)」又は「若手研究」 (課題番号が 25K で始まるもの) の課題番号を記入すること。

また、複数の支援対象者がいる場合は、左欄の「優先順位」に対応する者の順に記入すること。

個票 1 ※支援対象者ごとに1頁以内で作成すること。

1. 支援対象者の要件確認

公募要領に記載された支援対象者の要件について、所属する研究機関において確認した項目のチェックボックスにチェックを入れること。（応募に当たっては、全ての項目にチェックが入ることが必須となる。）

「学部卒業以降の研究機関の移動経験の有無」について、学部卒業時と同一の研究機関に所属している場合であっても、他の研究機関にも所属している（雇用関係の有無や有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別は問わない）場合は、移動経験有と判断する。ただし、一時的に他の研究機関の研究室を訪問して共同研究を行うなど、当該研究機関に所属していない場合は、移動経験有とはみなさない。

2. 研究基盤整備の目的・必要性・取組内容

当該支援対象者に対して、所属する研究機関が実施する研究基盤整備の「目的及び必要性」、「取組内容」について、当該支援対象者の希望に基づき、当該支援対象者と協力して簡潔に記述すること。

個票 2 ※支援対象者ごとに1頁以内で作成すること。

3. 研究基盤整備経費の内訳

当該支援対象者に対して、所属する研究機関が実施する研究基盤整備経費の内訳について記入すること。（小計欄、総計欄には合計金額を自動算出する数式が設定されているが、行が足りない場合は、適宜行を挿入して作成すること。）

なお、「研究基盤整備（Ⅰ）」と「研究基盤整備（Ⅱ）」の合計金額が300万円以上であることを確認するとともに、「研究基盤整備（Ⅰ）」について、追加支援を受けようとする額（150万円を上限）として、当該研究課題の遂行に直接必要な経費であり、直接経費から支出可能であることを所属する研究機関において確認の上チェックボックスにチェックを入れること。

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第10条(4)に基づき、配分額は10万円単位（10万円未満切り捨て）となる。

個票 1、2 ともに支援対象者氏名欄に記入漏れがないよう御注意ください。
